

第1回（5月）臨時会提案事件表

- 5 報告第 4 号 処分報告の件〔（西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例制定の件）専決処分〕

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 6 号

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例制定の件専決処分書

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月8日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

西宮市条例第 号

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例（令和2年西宮市条例第6号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年5月8日から施行する。

（西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第10号を削る。

（参考）

○西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例（現行）

（令和2年5月22日）

（西宮市条例第6号）

（趣旨）

第1条 この条例は、西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西宮市条例第55号）の特例として、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合において支給する特殊勤務手当（以下「特例防疫等作業従事手当」という。）について定める。

（特例防疫等作業従事手当）

第2条 特例防疫等作業従事手当は、次の各号に掲げる作業に従事した職員に対し、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 前条に規定する作業（次号に掲げる作業を除く。） 作業に従事した日1日について3,000円
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者が指定する作業 作業に従事した日1日について4,000円

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別表備考第4項に次の1号を加える。

(10) 西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例(令和2年西宮市条例第6号)第2条に規定する特例防疫等作業従事手当(以下「特例防疫等作業従事手当」という。)

別表備考中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特例防疫等作業従事手当が支給される場合については、防疫等作業従事手当は支給しない。

(経過措置)

第3条 令和2年2月1日から同年5月31日までの各月において、第2条各号に掲げる作業に従事した勤務について、前条の規定による改正前の西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正前の特勤条例」という。)を適用した場合に支給されることとなる防疫等作業従事手当の1月当たりの合計額がこの条例の規定を適用した場合に支給される特例防疫等作業従事手当の1月当たりの合計額を超えるときは、当該超えることとなる月の当該作業に従事した勤務については、この条例の規定は適用しない。

2 改正前の特勤条例の規定により、前項の期間において第2条各号に掲げる作業に従事した勤務について支払われた防疫等作業従事手当(前項の規定の適用を受ける勤務について支払われた防疫等作業従事手当を除く。)は、この条例の規定による特例防疫等作業従事手当の内払とみなす。